

## 新規受託検査および検査受託中止のお知らせ

謹啓 盛夏の候、先生方におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
 平素から格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。  
 この度、下記の項目につきまして、新規受託開始および検査受託中止のご案内を申し上げます。  
 今後とも当センターをご利用いただきますようよろしくお願い申し上げます。

謹白

記

※ 実施日 令和2年 7月 13日(月) ご依頼分より

### ◆新規受託項目：スチレン代謝物

この度、労働安全衛生規則の一部が改正され、特別有機溶剤に係る特殊健康診断の項目のうちスチレンについて見直しがされました。これに伴い、スチレンを使用する作業対象者にスチレン代謝物として尿中マンデル酸及びフェニルグリオキシ酸の総量の測定に変更となりました。

項目コード	0866
検査項目	尿中スチレン代謝物
検体必要量	部分尿 2mL
検査方法(単位)	HPLC法 (g/L)
容器・検体保存方法	遮光スピッツ・冷蔵
生物学的許容値*	0.43以下 (g/L)
所要日数	4日～14日
備考	結果は、 <u>マンデル酸(MA)</u> 及び <u>フェニルグリオキシ酸(PGA)</u> の濃度と合算値 (MA+PGA)で報告します。 検体採取にあたっては、連続した作業日の最初の日を除いた作業終了時に採取してください。 但し、作業終了2時間前に一度排尿してください。

\*生物学的許容値とは・・・  
 ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響が見られないと判断される濃度

### ◆検査受託中止項目：尿中マンデル酸(項目コード：0859)

スチレン代謝物の新規受託開始に伴う受託中止

令和2年7月